

国立研究開発法人国立国際医療研究センター
寄附受入規程

平成22年4月1日規程第36号

国立研究開発法人国立国際医療研究センター寄附受入規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「センター」という。）が受ける寄附金品の会計経理について適正を期することを目的とする。

(寄附受入の原則)

第2条 センターは、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第16条各号に規定する業務に対する寄附に限り、これを受けすることができる。

2 寄附金品は、理事長において受領するものとする。

(寄附受入の条件)

第3条 センターは、寄附をしようとする者が次の各号に掲げる条件を付したときは、寄附を受け入れることができない。

- 一 寄附により取得した財産を無償で寄附者に譲与または貸与すること
 - 二 寄附による研究の結果得られた知的財産等を寄附者に譲渡し、または使用させること
 - 三 寄附金品の使用について、寄附者がその会計を検査すること
 - 四 前各号に掲げるもののほか、寄附をしようとする者がセンターに対してその他の反対給付を求めること
 - 五 寄附の申込み後に、寄附者の意思により、寄附金等の全部または一部を取り消すことができるもの
- 2 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものは受け入れてはならない。
- 一 寄附金品の受け入れに伴い、センターの経費支出が著しく増大するおそれのあるもの
 - 二 反社会的勢力からのもの
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げるからのもの
 - 四 寄附をしようとする者の社会的な立場や信用に問題のあるもの
 - 五 その他理事長が適当でないと認めるもの

(役職員個人への寄附の取扱)

第4条 センターの役職員は、センターの業務に関連したものについては、個人的に寄附を受領してはならない。

2 該当する寄附を受領する場合は、当該寄附をセンターへの寄附として受入処理をしなければならない。

(外部資金受入審査会)

第5条 寄附受入れの決定は理事長が行う。

2 理事長は、1,000万円を超える寄附(寄附が物品である場合は、申出時点の時価とする。)受入れについては、外部資金受入審査会(以下「審査会」という。)の審査を経て受入れを決定するものとする。

3 審査会について必要な事項は別に定める。

(寄附の受入)

第6条 寄附の受入は、様式1に定める寄附申出書により寄附の申出を受けるものとする。

2 第3条に定める条件に該当するときは、理事長に報告するものとする。また、寄附の受入に適当でないと認めるときは、様式2に定める寄附辞退書を寄附申出者に送付するものとする。

(寄附の受領)

第7条 理事長は、寄附金を受領したときは、寄附者に対し様式3に定める寄附金領収書を送付するものとする。ただし、寄附が物品等である場合は様式3-2に定める寄附受領書を送付するものとする。

2 寄附が目的を指定したものである場合は、様式4に定める寄附金別金銭受払簿を備え、その受払いを記録するものとする。

3 寄附金等が目的を指定しないものである場合は、センターは当該寄附金等をセンターの業務運営の費用として使用するものとする。

4 寄附金は、専用の銀行口座を設けて管理するものとする。

(管理費の控除)

第8条 センターは、納入された寄附金が第7条第2項に係るものである場合は、寄附金の額の20%の管理費を徴収するものとする。

ただし、寄附金の額が10万円未満である場合は、10%の管理費を徴収するものとする。

(寄附の使用)

第9条 寄附金品は、寄附の目的に従い適切に使用しなければならない。

2 受け入れた寄附金が第7条第3項に係るものである場合は、寄附金を受領した当該年度及び翌年度に限り使用を認めるものとする。

(寄附金の目的の変更)

第10条 目的を指定した寄附金について、次の各号の一に該当する場合は、目的を他の研究等に変更することができる。

一 寄附金が使途に沿って使用できないこととなった場合に、研究者等が様式5に定める寄附金使途・目的変更同意依頼書により寄附者の同意を得たうえで、様式6に定める寄附金使途・目的変更承認申請書により理事長の

承認を得た場合

二 1万円未満となった寄附金の残高

(寄附者への報告)

第11条 寄附金を使用した研究が終了したときは、概ね1カ月以内に様式7に定める研究結果概要報告書により、寄附者へ報告するものとする。

(その他)

第12条 寄附金品に係る会計経理については、この規程に定めるもののほか、国立研究開発法人国立国際医療研究センター会計規程（平成22年規程第60号）その他センターの関係諸規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第19号）

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月16日規程第33号）

(施行期日)

この規程は、平成27年12月16日から施行する。

附 則（平成29年1月27日規程第7号）

(施行期日)

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成29年12月22日規程第46号）

(施行期日)

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

平成 年 月 日

国立研究開発法人
国立国際医療研究センター理事長 殿

郵便番号
住所
氏名 ④
電話番号
(法人にあつては法人名、職名、氏名)

寄 附 申 出 書

国立研究開発法人国立国際医療研究センター寄附受入規程の内容を了知のうえ、下記のとおり貴センターに寄附を行いたいので申し出ます。

記

1. 寄附金品の目的 (チェック等をお願いします)

- ① センター全体の業務に役立てるため
- ② 研究所の業務に役立てるため
- ③ 臨床研究センターの業務に役立てるため
- ④ センター病院の業務に役立てるため
- ⑤ 国際医療協力局の業務に役立てるため
- ⑥ センター病院の〇〇診療科 (病棟) に役立てるため (※具体的な診療科をご記入ください)
- ⑦ その他 (具体的に目的をご記入ください)
・ 寄附金の使途について 特定 ・ 不特定

[]

2. 寄附金品の名称、数量及び価格 (金銭にあつては金額)

3. 寄附のご予定日 平成 年 月 日

4. 寄附の方法

5. その他

貴センターにおける寄附の公表について、以下の通り承諾します。

- ・ 寄附者のご芳名の院内掲示 可 ・ 否

平成 年 月 日

国立研究開発法人
国立国際医療研究センター理事長 殿

郵便番号
住所
氏名 (印)
電話番号
(法人にあつては法人名、職名、氏名)

寄 附 申 出 書

国立研究開発法人国立国際医療研究センター寄附金等受入規程の内容を了知のうえ、下記のとおり貴センターに寄附を行いたいので申し出ます。

記

1. 寄附金品の目的 (チェック等をお願いします)
- ① センター全体の業務に役立てるため
 - ② 肝炎・免疫研究センターの業務に役立てるため
 - ③ 国府台病院の業務に役立てるため
 - ④ 国府台病院の〇〇診療科 (病棟) に役立てるため (※具体的な診療科をご記入ください)
 - ⑤ その他 (具体的に目的をご記入ください)
・ 寄附金の使途について 特定 ・ 不特定

[]

2. 寄附金品の名称、数量及び価格 (金銭にあつては金額)

3. 寄附のご予定日 平成 年 月 日

4. 寄附の方法

5. その他

貴センターにおける寄附の公表について、以下の通り承諾します。

- ・ 寄附者のご芳名の院内掲示 可 ・ 否

平成 年 月 日

国立研究開発法人
国立国際医療研究センター理事長 殿

郵便番号
住所
氏名 ⑩
電話番号
(法人にあつては法人名、職名、氏名)

寄 附 申 出 書

国立研究開発法人国立国際医療研究センター寄附金等受入規程の内容を了知のうえ、下記のとおり貴センターに寄附を行いたいので申し出ます。

記

1. 寄附金品の目的 (チェック等をお願いします)

- ① センター全体の業務に役立てるため
② 看護大学の業務に役立てるため
③ その他 (具体的に目的をご記入ください)
・ 寄附金の使途について 特定 ・ 不特定

[]

2. 寄附金品の名称、数量及び価格 (金銭にあつては金額)

3. 寄附のご予定日 平成 年 月 日

4. 寄附の方法

5. その他

貴センターにおける寄附の公表について、以下の通り承諾します。

- ・ 寄附者のご芳名の院内掲示 可 ・ 否